

現 行	改 正 後
<p>一 本ガイドラインの目的・性格・対象</p> <p>(1) 本ガイドラインの目的</p> <p>○ 厚生年金基金（以下「基金」という。）の目的は、加入員及び加入員であった者（以下「加入員等」という。）の老齢について給付を行い、もって加入員等の生活の安定と福祉の向上を図ることにあり、<u>基金は、加入員等の受給権を保護するため、安全かつ効率的に資産の運用を行わなければならない。</u></p> <p>三 理事</p> <p>(2) 基本的な留意事項 (分散投資義務)</p> <p>○ 基金に係る資産（以下「基金資産」という。）の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない（厚生年金基金令（以下「令」という。）第39条の15参照）。<u>ただし、分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) 運用の基本方針 (内容)</p> <p>○ 運用の基本方針においては、運用の目的、運用目標、資産構成に関する事項、運用受託機関の選任に関する事項、運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項、運用受託機関の評価に関する事項、運用業務に関し遵守すべき事項、自家運用に関する事項（自家運用を行う基金に限る。）、その他運用業務に関し必要な事項を定めなければならない（法第136条の4及び規則第42条参照）。</p> <p>○ 基金は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を<u>定めるよう努めな</u>け</p>	<p>一 本ガイドラインの目的・性格・対象</p> <p>(1) 本ガイドラインの目的</p> <p>○ 厚生年金基金（以下「基金」という。）の目的は、加入員及び加入員であった者（以下「加入員等」という。）の老齢について給付を行い、もって加入員等の生活の安定と福祉の向上を図ることに<u>ある</u>。基金は、加入員等の受給権を保護するため、<u>また、基金が公的年金の一部を代行していることを踏まえ、リスク管理に重点を置きつつ、安全かつ効率的に資産の運用を行わなければならない。</u></p> <p>三 理事</p> <p>(2) 基本的な留意事項 (分散投資義務)</p> <p>○ 基金に係る資産（以下「基金資産」という。）の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない（厚生年金基金令（以下「令」という。）第39条の15参照）。分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、この限りでないが、<u>その際は当該合理的理由を運用の基本方針に定めるとともに、加入員及び事業主に周知しなければならない。</u></p> <p>(4) 運用の基本方針 (内容)</p> <p>○ 運用の基本方針においては、運用の目的、運用目標、資産構成に関する事項、運用受託機関の選任に関する事項、運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項、運用受託機関の評価に関する事項、運用業務に関し遵守すべき事項、自家運用に関する事項（自家運用を行う基金に限る。）、その他運用業務に関し必要な事項を定めなければならない（法第136条の4及び規則第42条参照）。</p> <p>○ 基金は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を<u>定めなければならない</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>ればならない</u> (規則第41条の5参照)。</p> <p>○ 政策的資産構成割合については、ALM 分析 (資産と負債のバランスが保てるように将来推計をするシミュレーションのこと。) 等による将来にわたる資産及び負債の変動予測を踏まえ、基金の個別事情に応じて許容できるリスクの範囲内で最大のリターンを得るような資産構成を求める手法等の合理的な方法により、適切に定められなければならない。</p>	<p>(規則第41条の6参照)。</p> <p>○ 政策的資産構成割合については、ALM 分析 (資産と負債のバランスが保てるように将来推計をするシミュレーションのこと。) 等による将来にわたる資産及び負債の変動予測を踏まえ、基金の個別事情に応じて許容できるリスクの範囲内で最大のリターンを得るような資産構成を求める手法等の合理的な方法により、適切に定められなければならない。</p> <p>○ <u>基金は、運用の基本方針に運用受託機関の選任に関する事項を定めるに当たっては、特定の運用受託機関に対する資産の運用の委託が基金の資産全体から見て過度に集中しないよう、集中投資に関する方針を定めなければならない。</u></p> <p>○ <u>次のような合理的理由がある場合は、当該集中投資に関する方針にかかわらず、特定の運用受託機関に資産の運用を委託できる旨定めることができるが、当該特定の運用受託機関の信用リスク等に留意しなければならない。</u></p> <p>① <u>当該特定の運用受託機関の複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品又は複数の商品に投資する場合</u></p> <p>② <u>生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約等元本確保型の資産に投資する場合</u></p> <p>③ <u>その他合理的理由がある場合</u></p> <p><u>(オルタナティブ投資を行う場合の留意事項)</u></p> <p>○ <u>オルタナティブ投資 (株式や債券等の伝統的な資産以外の資産への投資又はデリバティブ等伝統的投資手法以外の手法を用いる投資) を行う場合は、運用の基本方針に以下の事項を定めなければならない。</u></p> <p>① <u>当該オルタナティブ投資を行う目的</u></p> <p>② <u>政策的資産構成割合における当該オルタナティブ投資の位置付けとその割合</u></p> <p>③ <u>当該オルタナティブ投資に固有のリスク (例えば、流動性リスク) に関する留意事項</u></p> <p>○ <u>オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に当たっては、以下の事項に留意しなければならない。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>ア 当該運用受託機関の組織体制に関する事項</u> (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>組織の概況、意思決定プロセスの流れ</u> ・ <u>コンプライアンス (法令及び運用ガイドラインの遵守状況) 等の内部統制体制</u> ・ <u>監査体制 (内部監査、外部監査)</u> ・ <u>一般に適正と認められる認証基準等の取得状況</u> <p><u>イ 当該運用受託機関の財務状況等に関する事項</u> (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>財務状況の推移</u> ・ <u>運用受託実績等の推移</u> ・ <u>一般に適正と認められる格付機関等による評価状況</u> <p>○ <u>オルタナティブ投資に係る運用商品の選定に当たっては、以下の事項を参考にしつつ、運用受託機関に対し、当該運用商品の内容等についての説明を求め、その内容を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(共通事項)</u></p> <p><u>ア 当該運用商品のリターン</u>の源泉</p> <p><u>イ 当該運用商品のリスク</u></p> <p><u>ウ 当該運用商品の時価の算出の根拠、報告の方法</u></p> <p><u>エ 当該運用商品に関し情報開示を求めた場合の態勢</u></p> <p><u>オ 当該運用商品に係る運用報酬等の運用コスト</u></p> <p><u>(個別運用商品)</u></p> <p><u>ア 外国籍私募投資信託等、海外のファンドを用いた投資を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ファンド監査の有無</u> ・ <u>資産管理機関と事務処理機関の役員の兼職等の人的関係や資本関係</u> <p><u>イ 先物取引、オプション等のデリバティブ (金融派生商品) を用いた投資を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レバレッジ (先物取引、オプション等を利用し、少額の投資でより多くのリターンを目指す運用手法) によるリスク</u> <p><u>ウ 証券化の手法を用いた商品に投資を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該商品の仕組み (原資産の特性を含む) とそれに内在するリスク</u>

現 行	改 正 後
<p>(策定の手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用の基本方針は、理事会等基金内部での意思決定手続きにしたがって策定されなければならない。 <p>(見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用の基本方針は、中長期的な観点から策定されるべきであるが、基金の状況や環境の変化に応じ、その前提条件との整合性を確認し、定期的に見直しをしなければならない。 <p>(5) 運用の委託</p> <p>① 運用受託機関の選任・契約締結 (選任の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用受託機関の選任については、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい。 <p>なお、資産の管理も行う運用受託機関の選任については、資産管理の委託に当たっての留意事項 ((7) を参照) も遵守しなければならない。</p>	<p><u>エ 異なる複数のヘッジファンド(様々な投資手法を用いてリスクを抑えつつ、絶対的収益を目指す運用手法を採用するファンド)に投資する運用戦略(ファンド・オブ・ヘッジファンズ)に投資を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>それぞれの運用戦略の相関関係</u> <p><u>オ 未公開株式や不動産等に投資する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>換金条件等の流動性に関する事項</u> <p>(策定の手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用の基本方針は、理事会等基金内部での意思決定手続きにしたがって策定されなければならない。 <p>(見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用の基本方針は、中長期的な観点から策定されるべきであるが、基金の状況や環境の変化に応じ、その前提条件との整合性を確認し、定期的に見直しをしなければならない。 <p>(5) 運用の委託</p> <p>① 運用受託機関の選任・契約締結 (選任の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用受託機関の選任については、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい。 <p>なお、資産の管理も行う運用受託機関の選任については、資産管理の委託に当たっての留意事項 ((7) を参照) も遵守しなければならない。</p> <p>○ <u>運用受託機関の選任の際に理事等が行う運用受託機関に対するヒアリングは、定性評価の基準の例に掲げる事項について行うことが望ましい。</u></p> <p><u>また、その場合にあつては、投資判断を行うファンド・マネジャー等に対するヒアリング、及び運用コンサルタントや資産運用委員会等に対するヒアリングを含めることが望ましい。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(定量評価の基準)</p> <p>○ 定量評価については、時価による収益率を基準とし、資産種類ごとに適切な市場ベンチマーク（市場動向の指標）を設定すること、他の同様の運用を行う運用受託機関の収益率との相対比較を行うこと等、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする。</p> <p>(定性評価の基準)</p> <p>○ 定性評価については、運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援の体制、運用状況の報告その他の情報提供内容などを総合的に考慮して行うものとする。</p>	<p>(定量評価の基準)</p> <p>○ 定量評価については、時価による収益率及びリスクを基準とし、資産種類ごとに適切な市場ベンチマーク（市場動向の指標）等を設定すること、他の同様の運用を行う運用受託機関の収益率及びリスクとの相対比較を行うこと等、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする。</p> <p><u>その際には、アクティブ運用においては、例えばシャープレシオやインフォメーションレシオ（リターンを得るために、どのくらいリスクが取られたかを計測する指標）等の指標にも留意しなければならない。</u></p> <p><u>なお、短期の収益率に著しく問題がある場合等を除き、一定の期間（例えば、三年以上）の実績（実績がない場合にあつては、バックテスト）を評価することが望ましい。</u></p> <p>(定性評価の基準)</p> <p>○ 定性評価については、運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援の体制、運用状況の報告その他の情報提供内容などを総合的に考慮して行うものとする。</p> <p><u>具体的には、以下のような点に留意すべきである。</u></p> <p><u>(例)</u></p> <p><u>ア 投資方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>内容の明確性、合理性、一貫性など</u> <p><u>イ 組織及び人材</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>意思決定の流れや責任の所在の明確性</u> ・ <u>十分な専門性・経験を有する人材の配置</u> ・ <u>人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保</u> <p><u>ウ 運用プロセス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>投資方針との整合性</u> ・ <u>リターンの追究方法の合理性・有効性</u> ・ <u>リスク管理指標の合理性・有効性</u> <p><u>エ 事務処理体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>売買、決済等の事務処理の効率性及び正確性</u>

現 行	改 正 後
<p>(義務の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用受託機関と契約を締結するに当たっては、各契約の特性を踏まえ、運用受託機関の義務を明確にしておかなければならない。 <p>(契約締結の手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用受託機関との契約は、当該運用受託機関の選任の理由を明らかにした上、理事会等基金内部での意思決定手続きにしたがって締結しなければならない。 <p>(6) 自家運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>デリバティブ（金融派生商品）</u>の利用に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長等は、デリバティブの利用について、現物資産の価格変動リスクの防止や軽減又は政策的資産構成割合の維持を目的とするものに限られ、投機的取引は禁止されていることに留意しなければならない（規則第41条の3参照）。 <p>(8) 運用コンサルタント等の利用 (運用コンサルタント等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任、運用評価等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることが考えられる。 ○ なお、運用受託機関の選任又は運用評価に関する助言の契約を運用受 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>リスク管理体制の実効性及び適切性</u> ・ <u>運用実績の報告の迅速性、正確性、透明性</u> <p>オ <u>コンプライアンス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法令や運用ガイドライン遵守体制の整備状況</u> ・ <u>過去における法令違反の有無</u> ・ <u>事故発生時における対応体制</u> ・ <u>監査の状況（内部監査、外部監査）</u> <p>(義務の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用受託機関と契約を締結するに当たっては、各契約の特性を踏まえ、運用受託機関の義務を明確にしておかなければならない。 <p>(契約締結の手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用受託機関との契約は、当該運用受託機関の選任の理由を明らかにした上、理事会等基金内部での意思決定手続きにしたがって締結しなければならない。 <p>(6) 自家運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>デリバティブ</u>の利用に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長等は、デリバティブの利用について、現物資産の価格変動リスクの防止や軽減又は政策的資産構成割合の維持を目的とするものに限られ、投機的取引は禁止されていることに留意しなければならない（規則第41条の4参照）。 <p>(8) 運用コンサルタント等の利用 (運用コンサルタント等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任、運用評価等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることが考えられる。 ○ なお、運用受託機関の選任又は運用評価に関する助言の契約を運用受託

現 行	改 正 後
<p>託機関又は運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係にある機関と締結する場合、助言の中立性・公正性の確保に十分留意する必要がある。</p> <p>(契約内容の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用コンサルタント等と契約を締結するに当たっては、基金が運用コンサルタント等に助言を求める範囲及び運用コンサルタント等の義務を明確にしておかなければならない。 <p>(契約締結の手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用コンサルタント等との契約は、助言を求める理由及び当該運用コンサルタント等の選任の理由を明らかにした上、理事会等基金内部の意思決定手続きにしたがって締結しなければならない。 <p>(契約上の義務の違反)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長等は、運用コンサルタント等が契約上の義務に違反した場合には、運用コンサルタント等の責任を問わなければならない。 <p>(9) <u>自己研鑽</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長等は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内 	<p>機関又は運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係にある機関と締結する場合、助言の中立性・公正性の確保に十分留意する必要がある。</p> <p><u>(運用コンサルタント等の要件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>基金が契約を締結する運用コンサルタント等は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第29条の規定による投資助言・代理業を行う者としての登録を受けている者でなければならない。</u> ○ <u>基金は、運用コンサルタント等と契約を締結する際には、当該運用コンサルタント等の運用機関との契約関係の有無を確認しなければならない。</u> <p>(契約内容の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用コンサルタント等と契約を締結するに当たっては、基金が運用コンサルタント等に助言を求める範囲及び運用コンサルタント等の義務を明確にしておかなければならない。 <p>(契約締結の手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用コンサルタント等との契約は、助言を求める理由及び当該運用コンサルタント等の選任の理由を明らかにした上、理事会等基金内部の意思決定手続きにしたがって締結しなければならない。 <p>(契約上の義務の違反)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長等は、運用コンサルタント等が契約上の義務に違反した場合には、運用コンサルタント等の責任を問わなければならない。 <p>(9) <u>研修等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>運用執行理事をはじめとする管理運用業務に携わる者は、自らが有する管理運用業務に関する専門的知識及び経験等の程度に応じ、企業年金連合会等が実施する資産運用に係る研修を受講しなければならない。</u> ○ 理事長等は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容

現 行	改 正 後
<p>容等の理解及び資産運用環境の把握に努めなければならない。</p> <p>(10) 利益相反</p> <p>① 法令上の禁止行為等 (禁止行為)</p> <p>○ 理事は、次の行為をしてはならない（法第120条の3及び規則第64条の2参照）。</p> <p>ア 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的で、特別な利益の提供を受けて、積立金の管理及び運用に関する契約を基金に締結させること。</p> <p>イ 自家運用を行う場合において、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的で、自己又は自己と利害関係のある者の有する有価証券を自家運用に係る資産で買い取る。特定信託契約（法第136条の3第1項第4号2又は同項第5号へに規定する運用方法を特定する信託の契約をいう。以下同じ。）を締結している場合には、この旨を信託銀行に指図すること。</p> <p>ウ 自家運用を行う場合において、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的で、自己又は自己と利害関係のある者に対し、自家運用に係る有価証券を売り渡すこと。特定信託契約を締結している場合には、この旨を信託銀行に指図すること。</p> <p>(特別な利益の提供)</p> <p>○ 「特別な利益の提供」とは、一般の人や一般の場合と比較して有利な条件で与えられる利益又は一般の人には与えられない特恵的若しくは独占的利益の提供をいい、例えば、金銭の提供、有利な条件による物品等の譲渡、貸付その他信用の供与又は役務の提供等がこれに該当すると考えられる。</p> <p>(利害関係のある者)</p> <p>○ 「自己と利害関係のある者」としては、例えば、理事の親族、事業主及びその役員等が考えられる。</p>	<p>等の理解及び資産運用環境の把握に努めなければならない。</p> <p>(10) 利益相反</p> <p>① 法令上の禁止行為等 (禁止行為)</p> <p>○ 理事は、次の行為をしてはならない（法第120条の3及び規則第64条の2参照）。</p> <p>ア 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的で、特別な利益の提供を受けて、積立金の管理及び運用に関する契約を基金に締結させること。</p> <p>イ 自家運用を行う場合において、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的で、自己又は自己と利害関係のある者の有する有価証券を自家運用に係る資産で買い取る。特定信託契約（法第136条の3第1項第4号2又は同項第5号へに規定する運用方法を特定する信託の契約をいう。以下同じ。）を締結している場合には、この旨を信託銀行に指図すること。</p> <p>ウ 自家運用を行う場合において、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的で、自己又は自己と利害関係のある者に対し、自家運用に係る有価証券を売り渡すこと。特定信託契約を締結している場合には、この旨を信託銀行に指図すること。</p> <p>(特別な利益の提供)</p> <p>○ 「特別な利益の提供」とは、一般の人や一般の場合と比較して有利な条件で与えられる利益又は一般の人には与えられない特恵的若しくは独占的利益の提供をいい、例えば、金銭の提供、有利な条件による物品等の譲渡、貸付その他信用の供与又は役務の提供等がこれに該当すると考えられる。</p> <p>(利害関係のある者)</p> <p>○ 「自己と利害関係のある者」としては、例えば、理事の親族、事業主及びその役員等が考えられる。</p>

現 行	改 正 後
<p>(公務に従事する者としての行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされるため(法第121条参照)、上記の禁止行為に該当しない場合であっても、運用受託機関等から特別な利益の提供を受けてはならない。 <p>六 資産運用委員会 (設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長等を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい。 <p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資産運用委員会の役割としては、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関の評価等に関し、理事長等へ意見を述べること等が考えられる。資産運用委員会の委員は、基金の個別事情に応じて審議することになるが、もっぱら加入員等の利益を考慮し、これを犠牲にして、加入員等以外の者の利益に配慮すべきではない。 <p>(構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資産運用委員会は、理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者で構成されることが考えられるが、<u>基金の実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。</u>ただし、資産運用委員会が運用受託機関等の評価を行う場合には、運用受託機関等の関係者である委員が審議に加わることは適当でない。 	<p>(公務に従事する者としての行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされるため(法第121条参照)、上記の禁止行為に該当しない場合であっても、運用受託機関等から特別な利益の提供を受けてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>基金は、公的年金制度の一部を代行する公共性の高い事務を行うものであることにかんがみ、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)に準拠して基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程を定めなければならない。</u> <p>六 資産運用委員会 (設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長等を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい。 <p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資産運用委員会の役割としては、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関の評価等に関し、理事長等へ意見を述べること等が考えられる。資産運用委員会の委員は、基金の個別事情に応じて審議することになるが、もっぱら加入員等の利益を考慮し、これを犠牲にして、加入員等以外の者の利益に配慮すべきではない。 <p>(構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資産運用委員会は、理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員、<u>金融又は経済に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者等の中から</u>理事長が選任する者で構成されることが考えられる。ただし、資産運用委員会が運用受託機関等の評価を行う場合には、運用受託機関等の関係者である委員が審議に加わることは適当でない。

現 行	改 正 後
<p>(位置付け等)</p> <p>○ 資産運用委員会の位置付けや開催の手続き等については、各基金の実状に応じて定められるべきものであるが、基金の業務の執行に関する意思決定はあくまで理事会で行うべきものであることに留意する必要がある。</p> <p>八 その他 (2) 代議員会への報告 (報告)</p> <p>○ 理事は、代議員会に対し、管理運用業務に関する情報を、正確に、かつ、わかりやすく報告しなければならない。</p> <p>(報告の内容)</p> <p>○ 報告の内容としては、次の事項が考えられる。</p> <p>ア 運用の基本方針及び運用ガイドライン</p> <p><u>イ 運用結果(時価による資産額、資産構成、収益率、運用機関ごとの運用実績等)</u></p> <p>ウ 理事会における議事の状況</p> <p>○ 代議員会に対しては、資産運用委員会における議事の状況その他の情報についても積極的に報告することが望ましい。代議員会からこれらについて報告の要請があった場合には、理事長等は、合理的な理由のない限り、拒否すべきでない。</p>	<p>(位置付け等)</p> <p><u>○ 資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、理事は、当該議事の概要について直近の代議員会に報告するほか、加入員等に周知しなければならない。</u></p> <p>○ 資産運用委員会の位置付けや開催の手続き等については、各基金の実状に応じて定められるべきものであるが、基金の業務の執行に関する意思決定はあくまで理事会で行うべきものであることに留意する必要がある。</p> <p>八 その他 (2) 代議員会への報告 (報告)</p> <p>○ 理事は、代議員会に対し、管理運用業務に関する情報を、正確に、かつ、わかりやすく報告しなければならない。</p> <p>(報告の内容)</p> <p>○ 報告の内容としては、次の事項が考えられる。</p> <p>ア 運用の基本方針及び運用ガイドライン</p> <p><u>イ 運用受託機関の選任状況</u></p> <p><u>ウ 運用受託機関の評価結果</u></p> <p><u>エ 運用受託機関のリスク管理状況</u></p> <p><u>オ 運用結果(時価による資産額、資産構成、収益率、リスク、運用機関ごとの運用実績等)</u></p> <p><u>カ 基金の理事及び職員に係る及び三(10)及び八(6)の研修の受講の状況並びに自己研鑽の状況その他基金の管理運用体制の状況</u></p> <p><u>キ 理事会における議事の状況</u></p> <p>○ 代議員会に対しては、資産運用委員会における議事の状況その他の情報についても積極的に報告することが望ましい。代議員会からこれらについて報告の要請があった場合には、理事長等は、合理的な理由のない限り、拒否すべきでない。</p>

現 行	改 正 後
<p>(3) 加入員等への業務概況の周知 (加入員への周知)</p> <p>○ 基金は、加入員に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する規約並びに次の <u>a 及び b</u> の事項を、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法により周知させなければならない。(法第百77条の2及び規則第56条の2参照)</p> <p>a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</p> <p>b 運用の基本方針の概要等</p> <p>ア 常時設立事業所の見やすい場所へ掲示する方法</p> <p>イ 書面を加入員に交付する方法</p> <p>ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p> <p>エ その他周知が確実に行われる方法 (例えば基金のホームページへの掲載など)</p> <p>○ 基金は、当該規約の変更を行った場合は、速やかにその周知を行わなければならない。</p> <p>(加入員以外の者への周知)</p> <p>○ 基金は、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法を選択するときは、加入員以外の者 (基金が年金たる給付又は一時金たる支給の義務を負っている者で、当該基金の加入員でない者) にも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。</p>	<p>(3) 加入員等への業務概況の周知 (加入員への周知)</p> <p>○ 基金は、加入員に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する規約並びに次の <u>a から c</u> までの事項を、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法により周知させなければならない。(法第百77条の2及び規則第56条の2参照)</p> <p>a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</p> <p>b 運用の基本方針の概要等</p> <p><u>c 資産運用委員会の議事の概要等</u></p> <p>ア 常時設立事業所の見やすい場所へ掲示する方法</p> <p>イ 書面を加入員に交付する方法</p> <p>ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p> <p>エ その他周知が確実に行われる方法 (例えば基金のホームページへの掲載など)</p> <p>○ 基金は、当該規約の変更を行った場合は、速やかにその周知を行わなければならない。</p> <p>(加入員以外の者への周知)</p> <p>○ 基金は、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法を選択するときは、加入員以外の者 (基金が年金たる給付又は一時金たる支給の義務を負っている者で、当該基金の加入員でない者) にも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。</p> <p><u>(5) 管理運用業務に関する情報開示に当たっての留意点</u></p> <p><u>○ 理事等は、(2) から (4) までについての報告、周知又は情報提供を行うに当たっては、できる限り平易な表現を用いなければならない。</u></p>

